

令和5年9月7日

保護者 様

さいたま市立桜木小学校
校長 茂呂 宏幸

台風13号への対応について（お願い）

処暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本校教育活動にご理解ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、気象情報によりますと、台風13号が明日9月8日（金）午後に関東地方に接近・上陸する可能性があるとの予報が出されております。

つきましては、以下のように対応いたしますので、今後の台風の動向にご留意いただきま
すとともに、児童の登下校時の安全確保にご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

<Ⅰ 台風13号への対応について>

- 1 9月8日（金）午後に関東地方に接近の恐れがありますので、明日は通常日課4時間授業とし、給食後下校とします。下校時間は13時25分です。家庭での過ごし方について、話し合っておいてください。
- 2 風雨による道路冠水や電線への被害等が自宅付近にある場合、十分注意するようご家庭でもご指導ください。
- 3 状況によって、その他の措置をとる場合があります。その際には、学校安心メール、及び桜木小学校 Web ページ（ホームページ）にてお知らせします。
- 4 子どもたちの安全を第一に対応をしていきますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、台風の進路・速度によって明日9月8日（金）の登校に影響がある場合について、下記のように対応いたします。

<Ⅱ 登校について>

- 1 原則、通常通りの登校とします。ただし、風雨が激しく安全に登校できそうにない状況の時は、**保護者の判断**で登校を見合わせてください。（登校を見合わせて、遅れて登校した場合やお休みをした場合にも、遅刻・欠席扱いにはなりません。）
なお、登校を見合わせる場合には、通学班の連絡員さんにもお知らせください。
- 2 **全校で**登校を見合わせる等の措置をとる場合は、学校安心メール及び桜木小学校 Web ページ（ホームページ）でお知らせします。
- 3 さいたま市教育委員会より休校に関する学校安心メールが流れた場合、休校となります。

（裏面参照）

■お問い合わせ

教 頭 本多 辰也

桜木小 641-0276

令和5年9月7日

保護者 様
地域の皆様

さいたま市教育委員会
さいたま市立桜木小学校長

気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の
基準について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、さいたま市教育委員会では、昨今の風水害による甚大な被害が発生しているこ
とに鑑み、標記基準を下記のとおり策定しております。これは、今後、台風等の気象状
況により本市域全体に重大な災害が発生する恐れが生じた際に、児童生徒の安全確保に
向け、市として統一した対応が取れるよう、判断基準を設けたものです。
つきましては、下記の内容を御確認いただき、御理解、御対応いただくようお願いし
ます。

記

1 一斉臨時休業の基準

対象とする気象警報		判断基準及び対応
熊谷地方気象台が 発表する本市域を 対象とした気象警 報のうち右に該当 するもの	特別警報 (大雨・暴風・ 暴風雪・大雪)	午前6時 の時点で ・左の気象警報の1つ以上が発表継続中の 場合、 又は ・午前9時までに左の気象警報級の現象と なる予想が示されている場合、 その日を一斉臨時休業とする。
	暴風警報	
	暴風雪警報	

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学
校安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えいたします。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全
確認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することは
いたしません。
- (2) 上記判断基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒
の安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとるこ
とがあります。

担当 教頭
電話 641-0276

〈一斉臨時休業の基準についての問い合わせ〉
さいたま市教育委員会 健康教育課
電話 829-1679